

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第36－21－00236号		
件 名	高区配水施設直流電源設備精密点検業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 9月 28日 午前 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,034,000 円	主 管 課	36 配水センター
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012340 (株) 北海道ジーエス・ユアササービス		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 北海道ジーエス・ユアササービス		940,000					決定
(備 考)							


a 0 4 3 6 2 1 0 0 2 3 6 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

高区配水施設直流電源設備精密点検業務

2 事業者名

(株) 北海道ジーエス・ユアササービス

3 特定理由

本点検業務は、直流電源設備の経年劣化に対する予防保全、及び適正機能維持を目的として行う業務である。既設直流電源設備及び整流器の点検・調整・良否判断は機器独自の設計データが必要で、設備の性能を確保するための点検は製造元以外では不可能である。

標記業者は、製造元である(株)GSユアサから保守点検・修理の業務を移管されており、上記の履行条件を満たす唯一の事業者である。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 厚別区厚別中央地区減圧弁点検整備業務 No. 7-6402
- 2 業 者 名 札幌水材 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者、あるいはその正規代理店しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第13－21－00097号		
件 名	財務会計システム インボイス制度対応改修業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 9月 28日 午前 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,123,550 円	主 管 課	13 財務課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000052491 (株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		1,930,500					決定
(備 考)							


a 0 4 1 3 2 1 0 0 0 9 7 a

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

記

1 件 名

財務会計システム インボイス制度対応改修業務

2 業者名

(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道

3 特定理由

本業務は、令和5年10月1日から始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するために、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道社製の財務会計システムを改修する業務である。

この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は外部に公開されていないため、他社では業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 新業務統合サーバ移行・運用支援及びシステム保守業務（令和4年度下期）
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和3年度に更新した新業務統合サーバについて、サーバの移行・運用支援及びシステム保守を行うものである。
新業務統合サーバ上では、複数の業務システム（顧客管理、マッピング、ファイリング等）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、移行・運用支援及びシステム保守業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、新業務統合サーバの構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号